

3 禁煙を希望する市民を応援します！

禁煙治療費助成を開始

(令和元年10月1日～)



受動喫煙防止への取り組みの一つとして治療にかかる費用の一部を助成し、禁煙に取り組む市民を応援します。

利用者の声

- ・タバコ代が節約できた！
- ・先生から「軽い気持ちで」と言われ、乗り越えることができた！

- ◆対象者：多摩市に住所がある20歳以上の方
- ◆助成内容：保険適用がある禁煙治療費の2分の1を助成（上限1万円）
- ◆申請先：多摩市立健康センター(健康推進課)

※治療開始前に、登録申請を行う必要があります。
(登録申請書類はホームページからダウンロード可)
インターネットからも申し込めます！

助成金の申請は、登録後6ヶ月以内、
治療終了の翌月末までに手続きが必要です。



4 たばこの正しい知識の普及・啓発に取り組みます！

啓発 および 教育



喫煙や受動喫煙の健康影響について、正しい理解が進むよう啓発に努めます。

特に子どもたちには、たばこの正しい知識を身につけ、将来の健康意識を高めてもらえるよう、小中学生向け「たばこクイズ」リーフレットを作成し、学校での活用がはかられています。



押さえておきたい！ ～ 多摩市のポイント ～



つまり多摩市受動喫煙防止条例では何を定めているの？

多摩市受動喫煙防止条例で、以下の場所が禁煙となっているにや。
 ・市内の公園
 ・小中学校や保育園等の施設に隣接する路上
 ・市の管理する施設に隣接する路上
 ・受動喫煙防止重点区域（前ページ参照）

条例ではほかにも、市内全域で他人に受動喫煙をさせてはいけないよう努めなければならない努力義務を定めているにや。

市が受動喫煙防止に関する総合的な施策を実施する責務について定めているほか、市民・事業者・施設等管理者の皆さんそれぞれが守るべき責務や、連携、協力について定めているにや。
 自分自身や大切な人を守るため、まずは一人ひとりが受動喫煙への理解を深め、誰もに関係のあることだと認識することが大事にや。



多摩市職員
にゃんともTAMA三郎

多摩市受動喫煙防止条例 ～受動喫煙のないまちづくり～



健幸都市・多摩

概要版

令和元年10月1日施行



多摩丘陵に広がる緑豊かで快適な居住環境を有する多摩市は、市民の誰もが健康で幸せでいられる健幸都市（スマートウェルネスシティ）を目指しています。

子どもや妊婦、病気等で配慮が必要な人をはじめとする誰もが、他人のたばこの煙にさらされることなく、安心していきいきと暮らせるまちを目指して、多摩市受動喫煙防止条例を制定しました。

受動喫煙とは？

たばこの煙を吸わされてしまう、吸わせてしまうことを受動喫煙と言います。

たばこから立ち上る煙（副流煙）には、ニコチン・タール・一酸化炭素などの有害物質や発がん性物質が喫煙者が吸う煙（主流煙）より多く含まれています。たばこを吸わない人でも、継続的な受動喫煙により健康に悪影響が生じます。



出典：一般社団法人禁煙推進学術ネットワーク

受動喫煙による健康への影響が明らかです！

子どもや妊婦への悪影響



- 乳幼児突然死症候群（SIDS）＊
- 喘息の既往＊
- 喘息の発症・重症化
- 中耳の病気
- う蝕（虫歯）
- 学童期の咳・痰・喘鳴・息切れ 等

成人への悪影響



- 肺がん＊
- 虚血性心疾患（心筋梗塞・狭心症など）＊
- 脳卒中＊
- 鼻腔・副鼻腔がん・乳がん
- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）等

＊ 因果関係を推定する証拠が十分（確実）

出典：厚生労働省

多摩市受動喫煙防止条例によりめざす まちの姿

1 たばこの煙による健康影響から市民を守ります！

令和元年10月1日の条例施行により、新たに以下の場所が禁煙になります。
特に子ども、妊婦、病気等で配慮が必要な人を受動喫煙から守れるまちづくりを多摩市は目指します。

① 公園の敷地内



多摩市の魅力の一つである 公園の敷地内は 禁煙



子どもが遊ぶ、多くの市民が利用する公園を
クリーンな空気、クリーンな場所とするため、
原則禁煙とします。（ただし当面の間、21時～
5時は除外します）

② 学校等の敷地に 隣接する路上



小中高校・保育園・幼稚園 ・児童館などの施設と 隣接する路上は 禁煙



東京都および国は、教育施設・児童福祉施設等
（第一種施設）の屋内および敷地内を禁煙と定め
ています。多摩市の条例ではさらに、施設に隣接
する路上を禁煙とし、子どもの受動喫煙防止対策
をより強化します。

③ 市が管理する施設と その施設に隣接する路上



多くの市民が利用する 市が管理する施設と 隣接する路上は 禁煙



図書館・コミュニティセンターなどの市が管理
する施設（第二種施設）は、都および国の規定に
より原則屋内禁煙です。
多摩市ではさらに、施設の屋外、および隣接する
路上を禁煙とします。

ただし、公園内に施設がある一部の公園や、市が管理する施設においては、受動喫煙を生じさせないための対策をとった喫煙場所のみで喫煙可能です。詳細は、多摩市ホームページをご覧ください。

2 たばこを吸う人と吸わない人が互いに配慮できる環境を整備します！

受動喫煙防止重点区域の指定



聖蹟桜ヶ丘駅・永山駅・多摩センター駅・唐木田駅の市内4駅周辺は「まち美化重点区域」として定められています。今後は同区域を「受動喫煙防止重点区域」と定め、区域内での路上喫煙は引き続き禁止します。受動喫煙防止のため、喫煙は必ず喫煙スポットをご利用ください。

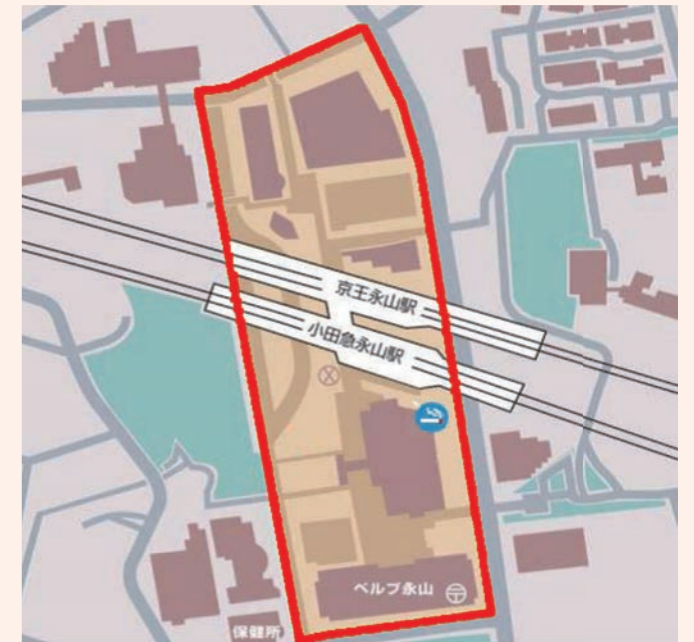
詳細は
多摩市ホームページを
ご覧ください



【聖蹟桜ヶ丘駅】



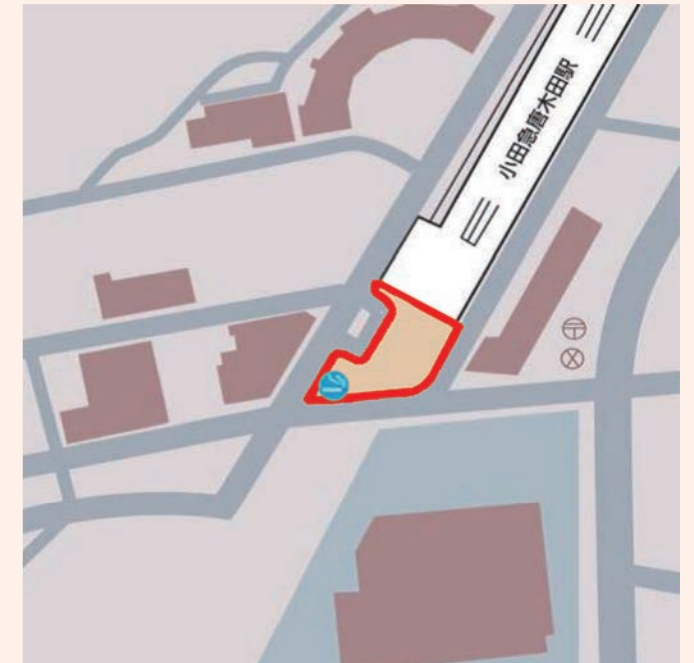
【永山駅】



【多摩センター駅】



【唐木田駅】



: 喫煙スポット : 受動喫煙防止重点区域